一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千二百七十七号東部大阪都市計画道路事業三・四・二百二十七―二十九号八尾枚方線
三　事業施行期間　自平成五年十二月七日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第百六十五号東部大阪都市計画道路事業七・二百二十七―一号奈良線附属街路北側一号線
三　事業施行期間　自平成五年二月四日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第百六十八号東部大阪都市計画道路事業八・七・二百二十七―一号奈良線附属街路北側二号線
三　事業施行期間　自平成五年二月四日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第百六十六号東部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十七―二号奈良線附属街路南側一号線
三　事業施行期間　自平成五年二月四日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千二百七十七号東部大阪都市計画道路事業七・二百二十七―三号奈良線附属街路南側二号線
三　事業施行期間　自平成五年二月四日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業八・六・二百二十七―六号奈良線附属街路南側三号線
三　事業施行期間　自平成二十三年四月一日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　大阪府東大阪市岩田三丁目及び岩田四丁目地内
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第九百号南部大阪都市計画緑地事業第零―三号せんなん里海公園
三　事業施行期間　自昭和四十八年四月十七日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十五年建設省告示第千八百九十二号南部大阪都市計画公園事業九・六・二百二―一号蜻蛉池公園
三　事業施行期間　自昭和五十五年十二月十二日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日　近畿地方整備局長　上総　周平